

# S N A P 倶楽部

## 運輸安全マネジメントの取り組みについて

### 安全宣言

「輸送の安全の確保が事業経営の根本である」と深く認識し、法令・規程を遵守し、経営トップから運転者に至るまで安全対策や安全輸送の確保に取り組んでまいります。

### 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長が主導的な役割を果たしながら「輸送の安全確保はわが社の根幹」であることを全従業員に対して認識させると共に徹底します。
- (2) 社長は現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、全従業員に対して輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (3) 輸送の安全に関する計画の策定（P l a n）、実行（D o）、点検（C h e c k）、改善（A c t）の徹底により、絶えず安全性の向上に努めます。
- (4) 輸送の安全に関する情報について積極的に公表します。

### 2. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全および災害対策に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施します。

### 3. 輸送の安全に関する目標と取り組み結果

- 「重大事故ゼロの継続」
- 「物損事故ゼロ」
- 「安心安全な運転」
- 「飲酒運転の根絶」

自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故発生状況

平成 年度 0 件

### 4. 安全管理規程と輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

### 5. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況並びに措置

- (1) 安全運行に関する乗務員教育を年間教育計画に基づき実施し、安全に対する意識の向上を図ります。
- (2) 定期的に健康診断を行い体調管理を把握して参ります。
- (3) 適性診断での定期調査、ヒヤリハットを提出し日頃から安全への意識を高めます。
- (4) 出庫時、帰庫時及び宿泊地への到着時、出発時に運行管理者による厳正な点呼と共に厳格に行います。
- (5) 内部監査の実施
- (6) 安全に関する外部講習・研修へ積極的に参加し安全に関する意識向上を努めます。
- (7) 安全装置の導入、デジタルタコグラフの運転記録結果およびドライブレコーダーの映像を基に、指導教育を実施し事故防止推進、輸送の安全確保を図ります。
- (8) 運転者記録証明書を申請し、交通違反を確認し、違反者への個別指導の実施いたします。